

社会福祉法人仁至会における研究不正防止に関する行動規範

1. 公正な研究の推進

- (1) 社会福祉法人仁至会（以下「当法人」という。）の研究に関わる者は、社会の発展の原動力である科学や科学研究が、社会からの信頼と負託を受けて初めて社会に役立つことができることを理解し、当法人の科学研究が社会をより豊かなものにすることができるよう、研究活動において常に正直、誠実に判断、行動し、科学研究の成果の正確さや正当性を科学的に示すよう最善の努力を尽くすこと。
- (2) 研究に関わる者としての誇りと自覚をもって、関係ガイドライン及び当法人の定める規程、資金配分機関の定める各種要項及びその他関係する法令・通知等の規範を遵守し、研究活動を実施すること。
- (3) 研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）その他の不正行為（二重投稿、不適切なオーサiership、不正行為の証拠隠滅・立証妨害）並びに公的研究費の不正使用を行わず、そしてこれらに加担せず、助長しないこと。

2. 研究活動における不正行為の防止及び対応

- (1) 研究に関わる者相互の理解と緊密な連携を図るとともに、関係部署及び会議等の組織が協同して、研究活動における不正行為の防止に努めること。
- (2) 研究関係者は、関係ガイドライン及び当法人の定める研究倫理教育を定期的に受けること。
- (3) 研究活動における不正行為が疑われる場合は、速やかに告発・相談窓口に通報すること。
- (4) 本規範に違反して不正を行った場合は、配分機関並びに当法人の処分を受け、法的な責任を負担すること。

3. 研究費の適切な使用及び管理

- (1) 研究費が公的資金等によって支えられていることを認識し、その使用に関しては説明責任を果たす必要があることを念頭に置くこと。
- (2) 公益財団法人等の民間団体から助成される研究費など、民間の資金を原資とする場合においても、同様であること。
- (3) 公的研究費の管理・運営に関わる職員は、公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス教育を定期的に受けるなど、必要な法令等の知識の習得、研究費の使用手続き等のルールを理解に努めること。
- (4) 研究に関わる者は、研究計画に基づき公的研究費の計画的かつ適正な使用に努め、研究活動の特性を理解し効率的な使用に努めること。
- (5) 業者等との関係においては、公的研究費の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう公正に対応すること。